

3. ①ローカル署名に必要な準備と運用の流れについて

- ローカル署名とは、HPKIカードに格納されている電子証明書等の情報を使用する方法です。
- ICカードリーダーにHPKIカードをかざし、本人のみが知るPINを入力することで、電子証明書等の情報を読み取り、電子カルテシステム等で電子処方箋発行時及び電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録時に、医師、歯科医師、薬剤師の電子署名を行います。

ローカル署名は、リモート署名とは異なり、HPKIカードが医師等の手元に届く必要がありますが、ネットワークの構成変更・設定費用が掛かりません

準備内容

(お使いいただくシステムの改修は別途行う必要がある)

- ① 医師等がHPKI認証局にHPKIカードの発行申請を行う。医療機関・薬局によって、申請先の認証局が異なります。

<医師>

・日本医師会 電子認証センター
<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<歯科医師>

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<薬剤師>

・日本薬剤師会認証局
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

※各認証局に対し、医師等がHPKI認証局に直接申請する、または、マイナポータル経由で申請を行ってください。
詳細は、P.12で案内する「マイナポータル上でのマイナンバーカードを活用した電子署名の申請」を参照ください。
※日本医師会電子認証センター（認証局）ではマイナポータルからの申請に限り、当面の間非会員も費用を減免中です。
※国家資格によって、申請先の認証局や発行費用等が異なりますのでご注意ください。

- ② 医療機関・薬局側でHPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する。

運用イメージ（医療機関の場合）

電子カルテシステムにログインする

診察を行い、処方内容を確定する

医師または歯科医師が都度※1本人認証を行う



HPKIカードをICカードリーダーにかざし※2、ご使用いただく電子カルテシステム等で本人のみが知るPINを入力する

※1 お使いいただくシステムによっては、一度認証を行った後、HPKIカードを外すまでは認証が有効となり、都度の認証が不要となる場合もあります。
※2 HPKIカードをICカードリーダーに常時かざしておくことも可能です。

電子署名を行った上で電子処方箋管理サービスに登録される

3. ②リモート署名に必要な準備と運用の流れについて

- ・ リモート署名とは、HPKIセカンド電子証明書等の情報を使用する方法です。
- ・ 本人認証を行うため、
 - i) ICカードリーダーにHPKIカードまたはマイナンバーカードをかざし、本人のみが知るPINを入力する認証、または ii) スマートフォンによる生体認証を行い、クラウド上で電子署名を行います。

リモート署名の認証方法として、HPKIカードの認証を利用する場合はHPKIカードがお手元に届くまでに時間を要する場合がありますが、認証方法としてマイナンバーカードを用いる場合またはスマートフォンによる生体認証を行う場合は、物理的にHPKIカードを保有することが必須ではないため、比較的早期に電子署名を行うことができます。

準備内容

(お使いいただくシステムの改修は別途行う必要がある)

- ① 医師等がリモート署名の利用をHPKI認証局に対して直接申請する、または、マイナポータル経由で電子署名の申請を行う。

(P.12で案内する「マイナポータル上でのマイナンバーカードを活用した電子署名の申請」に沿ってご対応ください。)

- ② i) (カード認証の場合) 医療機関・薬局側は、マイナンバーカードまたはHPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する

※各端末分の購入は必須ではなく、認証に使用する端末分で構いません。

- ② ii) (スマートフォンによる生体認証の場合) 医師等が生体認証のためのスマートフォンを登録する

② ii) についてはP.12をご確認ください

運用イメージ (医療機関の場合)

電子カルテシステム等にログイン

電子カルテシステムにログインする

医師または歯科医師がHPKIセカンド電子証明書を使うことを証明するため、1日1回本人認証を行う

方法 i) カード認証

HPKIカードまたはマイナンバーカードをかざし、本人のみが知るPINを入力



方法 ii) スマートフォンによる生体認証

画面上表示される二次元コードをスマートフォンで読取

スマートフォンで生体認証



診察・処方内容確定

診察を行い、処方内容を確定する
※都度、本人認証を行う必要なく、電子署名を付すことが可能。

電子署名を行った上で電子処方箋管理サービスに登録される

※実際にリモート署名を活用している医療機関の運用はP.18~22を参照